

R 4 営繕

徳島北高等学校

徳・応神

管理棟屋上防水改修工事

図面番号	図面名
A-01	特記仕様書-1
A-02	特記仕様書-2
A-03	特記仕様書-3
A-04	付近見取図・配置図
A-05	管理棟 既存 1階 平面図
A-06	管理棟 既存 2階 平面図
A-07	管理棟 既存 屋上平面図 既存 A～A・B～B断面詳細図
A-08	管理棟 既存 南・北 立面図
A-09	管理棟 既存 東 立面図
A-10	管理棟 既存 矩計図、改修後 矩計図
A-11	管理棟 改修後 2階 平面詳細図
A-12	管理棟 改修後 屋上平面詳細図
A-13	管理棟 ヘリサイン詳細図
A-14	管理棟 改修後 B～B断面詳細図・改修用ドレイン・脱気筒詳細図、FY1通り管理棟屋上姿図
A-15	管理棟 改修後 太陽光発電架台図 A～A断面詳細図
A-16	1階 職員玄関・事務室 改修後 屋上平面詳細図 イ・ロ部詳細図 A～A・B～B・C～C 部分断面詳細図 改修型ドレイン詳細図

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

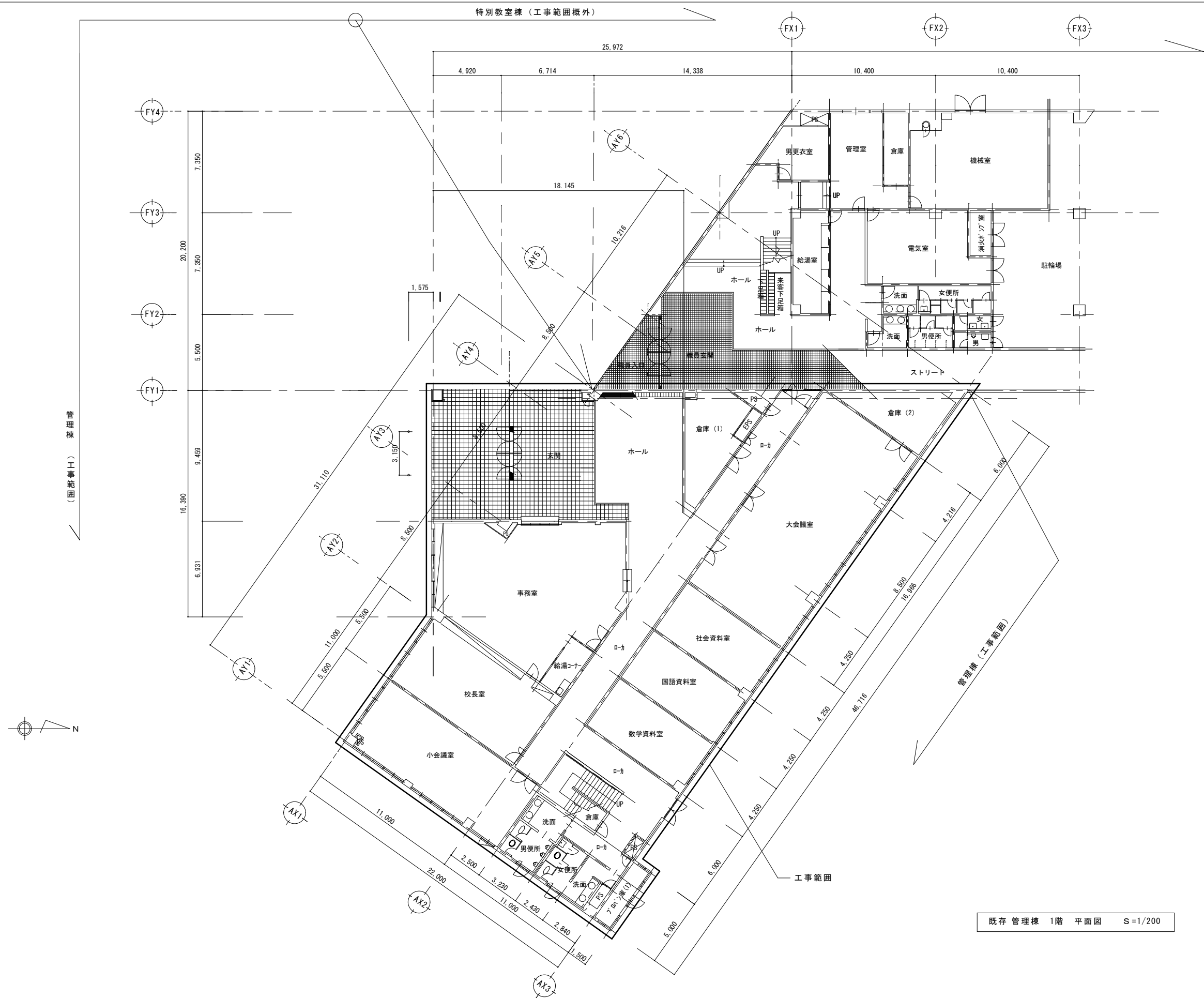
章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																									
	5. 施工調査	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ ・ 有 ・ 無 ） 備品等名称： 保管場所： 注意事項： ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 2 週間とする。切り直し時期については、 項とする。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 ◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。 - 調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出すること。 - 調査結果は3年間保存すること。 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 - 分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 ◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従う		7. 化学物質を発散する建築材料等	◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗り塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り合い区分 <table><thead><tr><th>項 目</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管 工 事</th><th>空調工事</th><th>そ の 他</th></tr></thead><tbody><tr><td>梁、壁、床スリープ入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上穴埋補修</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>スリープ開口補強(鉄筋)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上(リンレン等)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床、天井点検口</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具取付のブロック壁</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空洞部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>縦樋(GLまで)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>盤、便器等の箱入れ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上補強</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給排水ガラリ取り付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ						同上穴埋補修						スリープ開口補強(鉄筋)						同上(リンレン等)						床、天井点検口						設備機器天井開口墨出						同上切込み及び開口補強						衛生器具取付のブロック壁						空洞部分のモルタル埋め						縦樋(GLまで)						盤、便器等の箱入れ						同上補強						給排水ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事							9. 技能士の適用	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。 ○印 …… 適用作業 <table><thead><tr><th>工事種目</th><th>技能検定職種</th><th>技 能 検 定 作 業</th></tr></thead><tbody><tr><td>仮設</td><td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>鉄筋施工</td><td>・ 鉄筋組立て作業</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>コンクリート圧送施工</td><td>・ コンクリート圧送工事作業</td></tr><tr><td>型枠</td><td>型枠施工</td><td>・ 型枠工事作業</td></tr><tr><td>鉄骨</td><td>鉄工</td><td>・ 構造物鉄工作業</td></tr><tr><td>防水</td><td>防水施工</td><td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質7Aフルシート工法防水工事作業 ・ 改質7Aフルシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td></tr><tr><td>タイル</td><td>タイル張り</td><td>・ タイル張り作業</td></tr><tr><td>木</td><td>建築大工</td><td>・ 大工工事作業</td></tr><tr><td>屋根及びとい</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>金属</td><td>左官</td><td>・ かわらぶき作業</td></tr><tr><td>左官</td><td>左官</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr><tr><td>建具</td><td>建具製作</td><td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業</td></tr><tr><td></td><td>サッシ施工</td><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr><tr><td></td><td>ガラス施工</td><td>・ ガラス工事作業</td></tr><tr><td>塗装</td><td>塗装</td><td>・ 建築塗装作業</td></tr><tr><td>内装</td><td>内装仕上げ施工</td><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td></tr><tr><td></td><td>表装</td><td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td></tr><tr><td>配管</td><td>配管</td><td>・ 建築配管作業</td></tr><tr><td>補装</td><td>造園</td><td>・ 造園工事作業</td></tr><tr><td>機械設備</td><td>冷凍空調調和機器施工</td><td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td></tr></tbody></table>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質7Aフルシート工法防水工事作業 ・ 改質7Aフルシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業	金属	左官	・ かわらぶき作業	左官	左官	・ 内外装板金作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	補装	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																																																																												
梁、壁、床スリープ入れ																																																																																																																																																																	
同上穴埋補修																																																																																																																																																																	
スリープ開口補強(鉄筋)																																																																																																																																																																	
同上(リンレン等)																																																																																																																																																																	
床、天井点検口																																																																																																																																																																	
設備機器天井開口墨出																																																																																																																																																																	
同上切込み及び開口補強																																																																																																																																																																	
衛生器具取付のブロック壁																																																																																																																																																																	
空洞部分のモルタル埋め																																																																																																																																																																	
縦樋(GLまで)																																																																																																																																																																	
盤、便器等の箱入れ																																																																																																																																																																	
同上補強																																																																																																																																																																	
給排水ガラリ取り付け																																																																																																																																																																	
空調機器類の基礎工事																																																																																																																																																																	
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																																																																																															
仮設	とび	・ とび作業																																																																																																																																																															
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																															
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																															
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																															
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																															
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ○ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質7Aフルシート工法防水工事作業 ・ 改質7Aフルシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																															
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																																																																																																																															
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																															
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																															
金属	左官	・ かわらぶき作業																																																																																																																																																															
左官	左官	・ 内外装板金作業																																																																																																																																																															
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業																																																																																																																																																															
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																																																																																																																															
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																																																																																																																															
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																																																																																																																															
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																																																																																																																															
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																															
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																															
補装	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																															
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																																															
								<table><tr><td>● 図面番号 A-02</td><td>株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号</td><td>管理建築士</td></tr><tr><td>● 縮尺 NON</td><td>徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712</td><td>第86221号</td></tr></table>	● 図面番号 A-02	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号	管理建築士	● 縮尺 NON	徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	第86221号																																																																																																																																																			
● 図面番号 A-02	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号	管理建築士																																																																																																																																																															
● 縮尺 NON	徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	第86221号																																																																																																																																																															

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																					
	10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること		14. デジタル工事写真の黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。			◎ 固定金具 材質（ステンレス鋼板） 形状寸法 （ 円盤 ）																																																																																					
	11. 工事検査及び技術検査	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 <table><tr><td>当初請負対象額</td><td>一般入札工事</td><td>低入札工事</td></tr><tr><td>3千万円未満</td><td>—</td><td>1回</td></tr><tr><td>3千万円以上5千万円未満</td><td>—</td><td>2回</td></tr><tr><td>5千万円以上1億円未満</td><td>1回</td><td>2回</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>2回</td><td>3回</td></tr></table> (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。		当初請負対象額	一般入札工事		低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	1. 養生 ◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：図示による） ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：マスカー法等） 2. 監督員事務所 ◎監督員事務所は（・設ける（面積 m ² 程度） ・設けない） ○ 3. 工事用水、電力等 ◎既存電力利用（○出来る ・出来ない）、電力料金（○有償 ・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（○出来る ・出来ない）、用水料金（○有償 ・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 4. 工事車両用駐車場 資材置場 ◎同用地は、（○ 図示の場所に ・用意していないので業者にて）設けること。 5. 足場 ◎足場については、別途発注している外壁改修工事にて設置する足場を利用することとするが、必要に応じて変更対応する。また、足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繁ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。 6. 仮設トイレの洋式化 ◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、 当初請負対象金額（設計金額）5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	7. 塗膜防水	◎ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主製造所の仕様による。 ◎ 脱気装置の仕様：50～100㎡以内に1個とする。 ◎ ルーフドレインの材質規格：改修用ドレイン（塩ビ製）（ドレインφ77 共） ◎ 工法： X－2 ◎ 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎ プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗材等は主材料製造所の指定製品とする。 ◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎ シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎ プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎ 監督員にシーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（・行う○行わない） ◎ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（○簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。 ◎種類及び施工箇所 <table><tr><td>記 号</td><td>材 質</td><td>既 存 ・ 新 設</td><td>施工箇所</td><td>工 法</td><td>寸 法</td><td>接着試験</td></tr><tr><td>PS-2</td><td>変成シリコーン</td><td>新設</td><td>既存屋上床コンクリート目地部</td><td>新設</td><td>30×5</td><td>有</td></tr><tr><td>MS-2</td><td>変成シリコーン</td><td>打替</td><td>図示による</td><td>打替</td><td>15×7</td><td>有</td></tr></table> ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（・3・5・7・○10）年間の防水工事性能保証書を提出すること。	記 号	材 質	既 存 ・ 新 設	施工箇所	工 法	寸 法	接着試験	PS-2	変成シリコーン	新設	既存屋上床コンクリート目地部	新設	30×5	有	MS-2	変成シリコーン	打替	図示による	打替	15×7	有																																																		
				当初請負対象額	一般入札工事		低入札工事																																																																																						
3千万円未満	—	1回																																																																																											
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																											
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																											
1億円以上	2回	3回																																																																																											
記 号	材 質	既 存 ・ 新 設	施工箇所	工 法	寸 法	接着試験																																																																																							
PS-2	変成シリコーン	新設	既存屋上床コンクリート目地部	新設	30×5	有																																																																																							
MS-2	変成シリコーン	打替	図示による	打替	15×7	有																																																																																							
12. 完成図等	◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（・ A4 ○ A3 ・ A2 ・ 原図版） ・工事写真（写真帳1部（ ・着事前 ・ 完成写真 ）、電子データ2部） ・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部） ・保全に関する資料 ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、 資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 <table><tr><td>区 分</td><td>サ イ ズ</td></tr><tr><td>着 工 前</td><td>カラー、手紙版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>施 工 中</td><td>カラー、手紙版又はサービスサイズ</td></tr><tr><td>完成写真</td><td>カラー、手紙版又はサービスサイズ</td></tr></table> ◎工事完成撮影は、専門家に（・ よる ○ よらない）ものとする。 ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手紙版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手紙版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手紙版又はサービスサイズ	1. 一般事項 ◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、（ ○ 上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（ ） ）とする。 <table><tr><th rowspan="2">工 程</th><th>工 法</th><th>S4S 工法（接着）</th><th>S4S 工法（機械）</th></tr><tr><th>工 法</th><th></th><th></th></tr><tr><td>1 既存保護層（立上り部等）撤去等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2 既存保護層（平場）撤去等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3 既存断熱層撤去等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>4 既存防水層（立上り部等）撤去等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5 既存防水層（平場）撤去等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>6 既存下地の補修及び処置</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>7 防水層の新設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>8 断熱材の新設</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>9 保護層の新設</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	工 程	工 法	S4S 工法（接着）	S4S 工法（機械）	工 法			1 既存保護層（立上り部等）撤去等	—	—	—	2 既存保護層（平場）撤去等	—	—	—	3 既存断熱層撤去等	—	—	—	4 既存防水層（立上り部等）撤去等	○	○	○	5 既存防水層（平場）撤去等	—	—	—	6 既存下地の補修及び処置	○	—	—	7 防水層の新設	○	○	○	8 断熱材の新設	—	—	—	9 保護層の新設	—	—	—	3. 既存下地の補修材料 ◎ 7377は、JIS K 2207の規格品3種とする。 ◎ 端部押え金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は（1.5×10×30）とする。 ◎ ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレイ等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。 4. ルーフドレイン廻りの処理 ◎ルーフドレインの端部から（ ・ 500mm ○ 300mm ）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。 5. 既存下地の補修材料 ◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。 6. 合成高分子系ルーフィングシート ◎工 法： 合成高分子系ルーフィングシート防水 JIS A 6008 <table><tr><th rowspan="2">工法</th><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">シート</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>種類</th><th>厚さ</th></tr><tr><td rowspan="2">S4S</td><td>S-F2</td><td>塩化ビニル樹脂系</td><td>1.5</td><td>屋上立り部</td><td>屋上立り部（接着工法）</td></tr><tr><td>S-M2</td><td>塩化ビニル樹脂系</td><td>1.5</td><td>屋上平場部</td><td>平場部（機械的固定工法）</td></tr></table> ◎ 機械的固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画として提出する。 ○ 建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速V0=(36)m/s 地面粗度区分（・Ⅰ・Ⅱ○Ⅲ・Ⅳ） ◎ 絶縁シートは、発泡ポリエチレンシートとする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、 シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。	工法	種別	シート		施工箇所	備 考	種類	厚さ	S4S	S-F2	塩化ビニル樹脂系	1.5	屋上立り部	屋上立り部（接着工法）	S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5	屋上平場部	平場部（機械的固定工法）	9. 防水保証	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">屋外 屋内</th><th rowspan="2">下地調整</th><th colspan="2">さび止め塗料</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>屋外</th><th>屋内</th><th>屋外</th><th>屋内</th></tr><tr><td>太陽光発電 架台</td><td>○</td><td></td><td></td><td>C種</td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	屋外 屋内		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	太陽光発電 架台	○			C種		
区 分	サ イ ズ																																																																																												
着 工 前	カラー、手紙版又はサービスサイズ																																																																																												
施 工 中	カラー、手紙版又はサービスサイズ																																																																																												
完成写真	カラー、手紙版又はサービスサイズ																																																																																												
工 程	工 法	S4S 工法（接着）	S4S 工法（機械）																																																																																										
	工 法																																																																																												
1 既存保護層（立上り部等）撤去等	—	—	—																																																																																										
2 既存保護層（平場）撤去等	—	—	—																																																																																										
3 既存断熱層撤去等	—	—	—																																																																																										
4 既存防水層（立上り部等）撤去等	○	○	○																																																																																										
5 既存防水層（平場）撤去等	—	—	—																																																																																										
6 既存下地の補修及び処置	○	—	—																																																																																										
7 防水層の新設	○	○	○																																																																																										
8 断熱材の新設	—	—	—																																																																																										
9 保護層の新設	—	—	—																																																																																										
工法	種別	シート		施工箇所	備 考																																																																																								
		種類	厚さ																																																																																										
S4S	S-F2	塩化ビニル樹脂系	1.5	屋上立り部	屋上立り部（接着工法）																																																																																								
	S-M2	塩化ビニル樹脂系	1.5	屋上平場部	平場部（機械的固定工法）																																																																																								
区 分	屋外 屋内		下地調整	さび止め塗料		備 考																																																																																							
	屋外	屋内		屋外	屋内																																																																																								
太陽光発電 架台	○			C種																																																																																									
13. 火災保険	◎対象物 工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。 ◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） ◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 ◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。 ◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。	2. 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	3. 塗装改修工事	◎図面番号 A-03 ●縮尺 NON	●図面番号 A-03 ●縮尺 NON	●図面番号 A-03 ●縮尺 NON	●図面番号 A-03 ●縮尺 NON																																																																																						
			徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事 ●図面名 特記仕様書-3	●図面番号 A-03 ●縮尺 NON	●図面番号 A-03 ●縮尺 NON	●図面番号 A-03 ●縮尺 NON																																																																																						



配置図 S=1/1000

管理建築士	
-------	--



既存 管理棟 1階 平面図 S=1/200

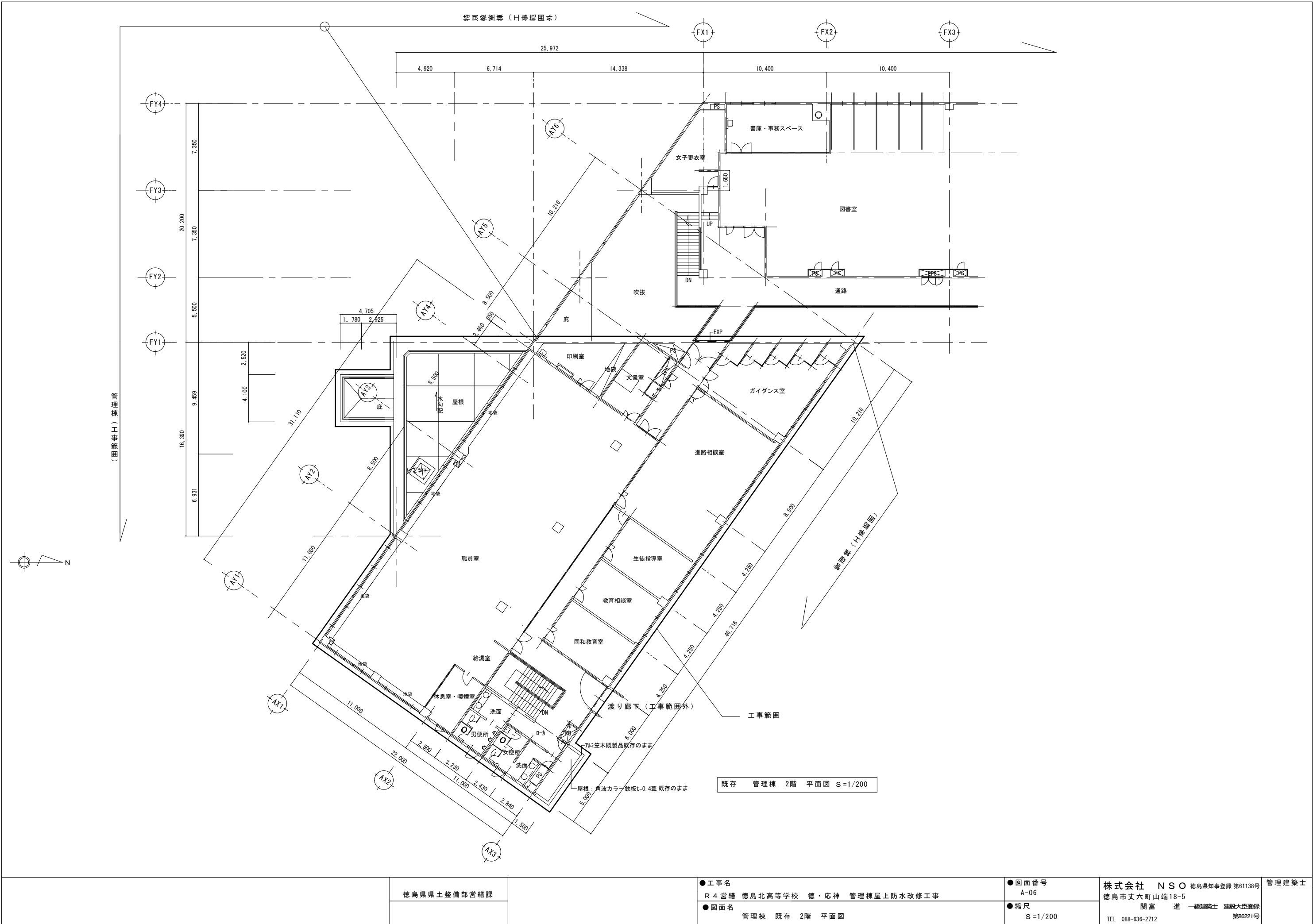
徳島県土整備部営繕課

●工事名
R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事
●図面名
管理棟 既存 1階 平面図

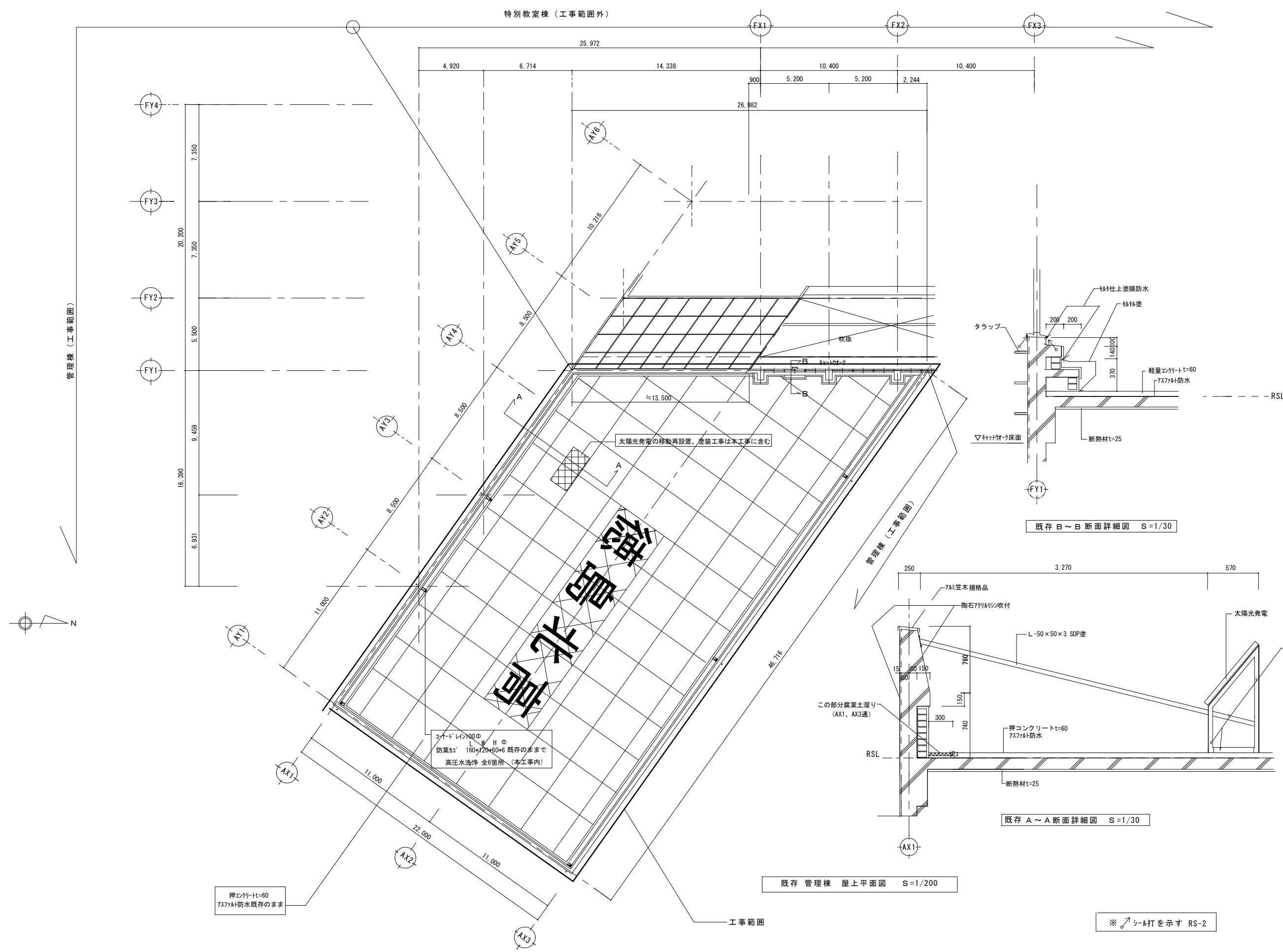
●図面番号
A-05
●縮尺
S=1/200

株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

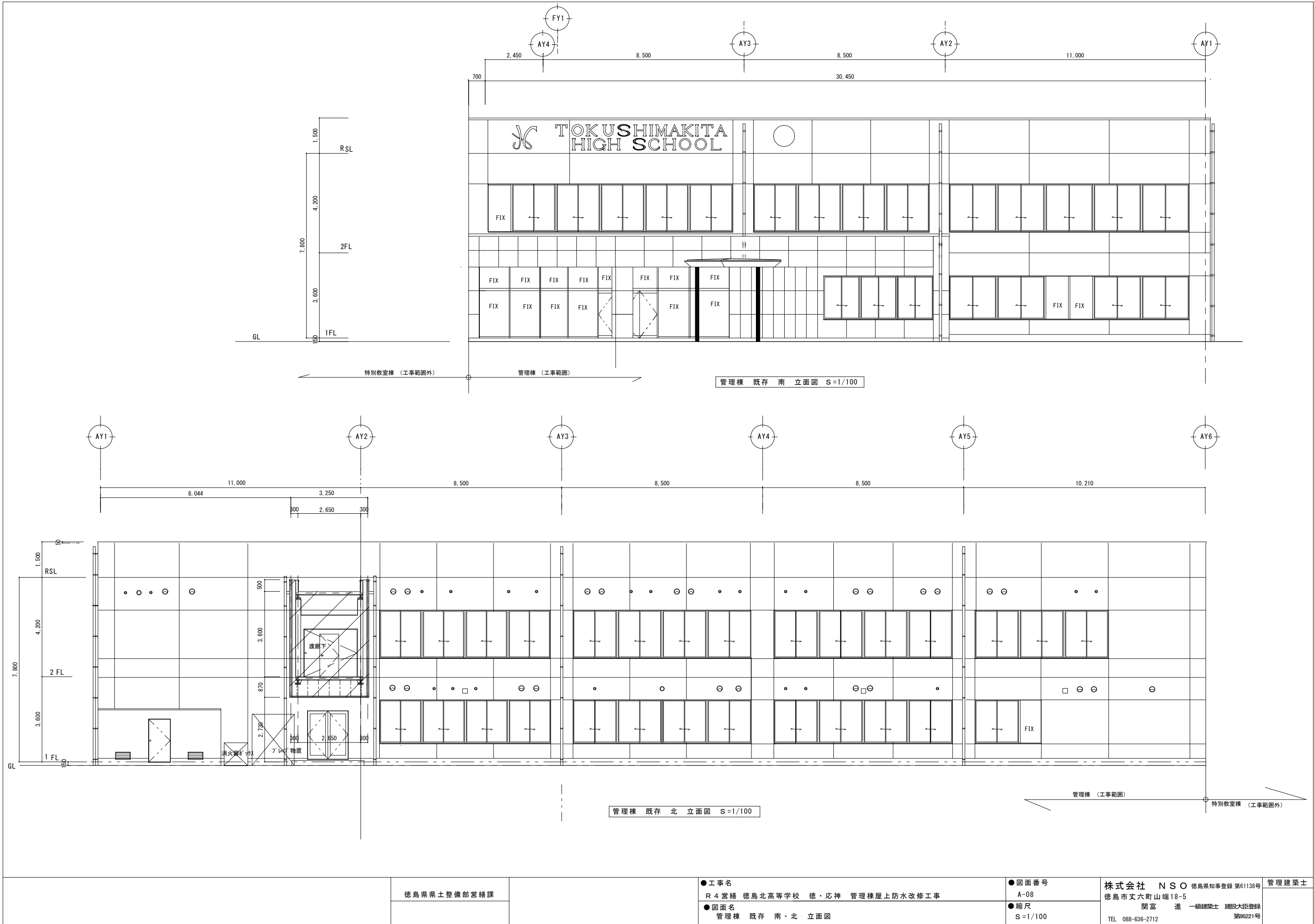
管理建築士



	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-06	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	管理建築士 第86221号
		●図面名 管理棟 既存 2階 平面図	●縮尺 S=1/200		



	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-07	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理 建築士
		●図面名 管理棟 既存 屋上平面図 既存 A ~ A ・ B ~ B 断面詳細図	●縮尺 S=1/30・200		



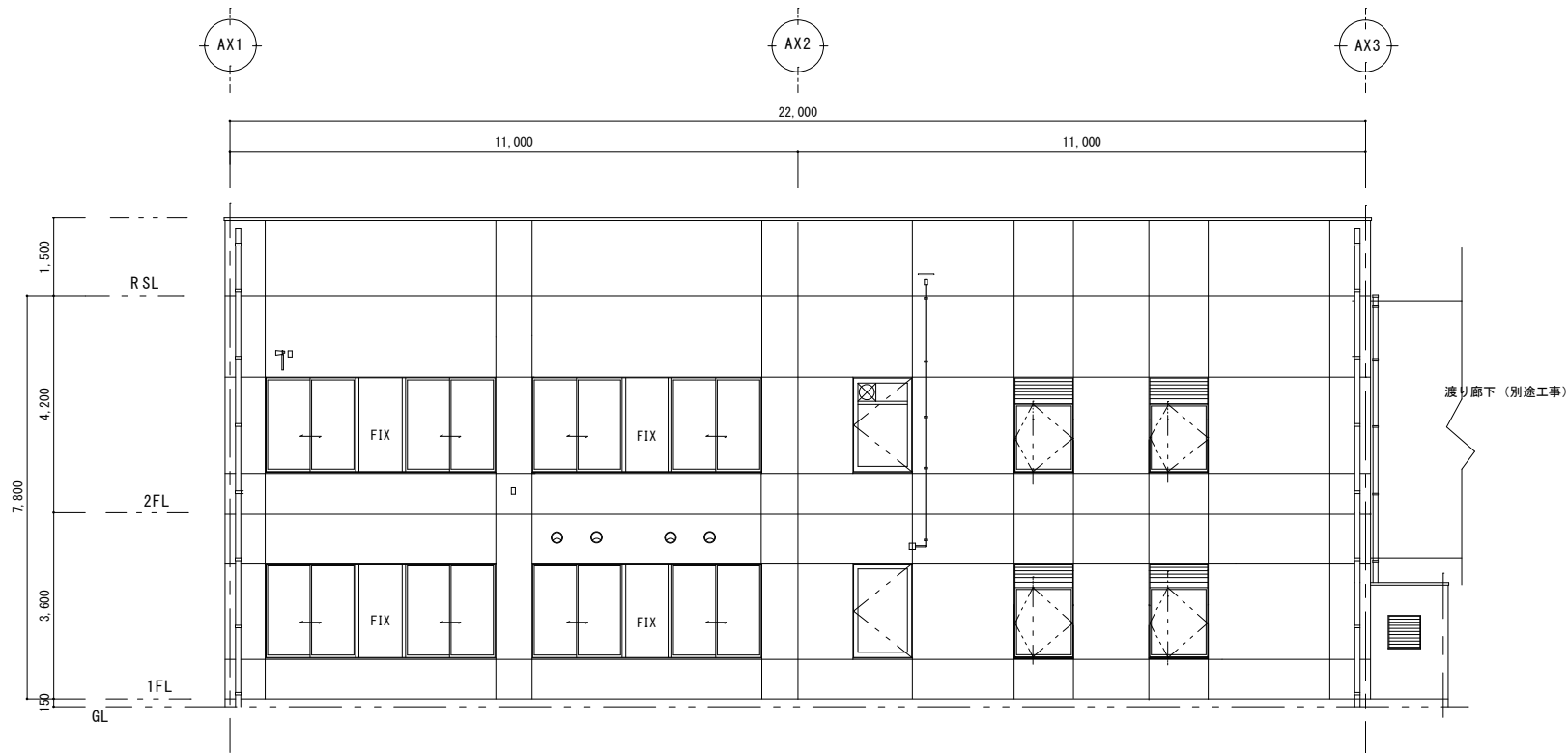
徳島県土整備部営繕課

●工事名
R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事
●図面名
管理棟 既存 南・北 立面図

●図面番号
A-08
●縮尺
S=1/100

株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理建築士



管理棟 既存 東 立面図 S=1/100

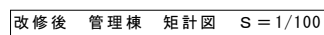
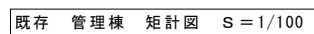
徳島県土木整備部営繕課

●工事名
R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事
●図面名
管理棟 既存 東 立面図

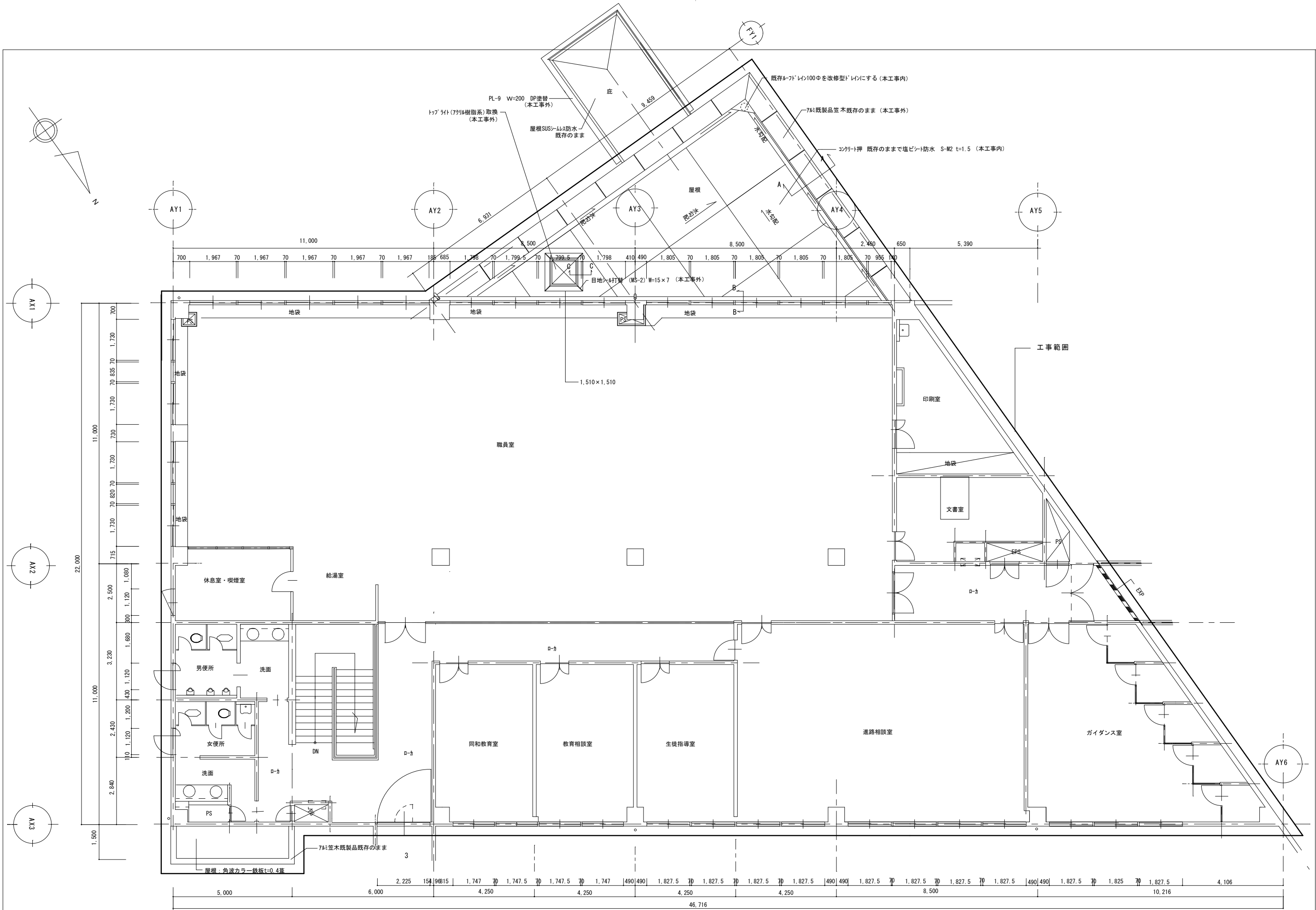
●図面番号
A-09
●縮尺
S=1/100

株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号
徳島市文六町山端18-5
関 富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 088-636-2712 第86221号

管理 建築士

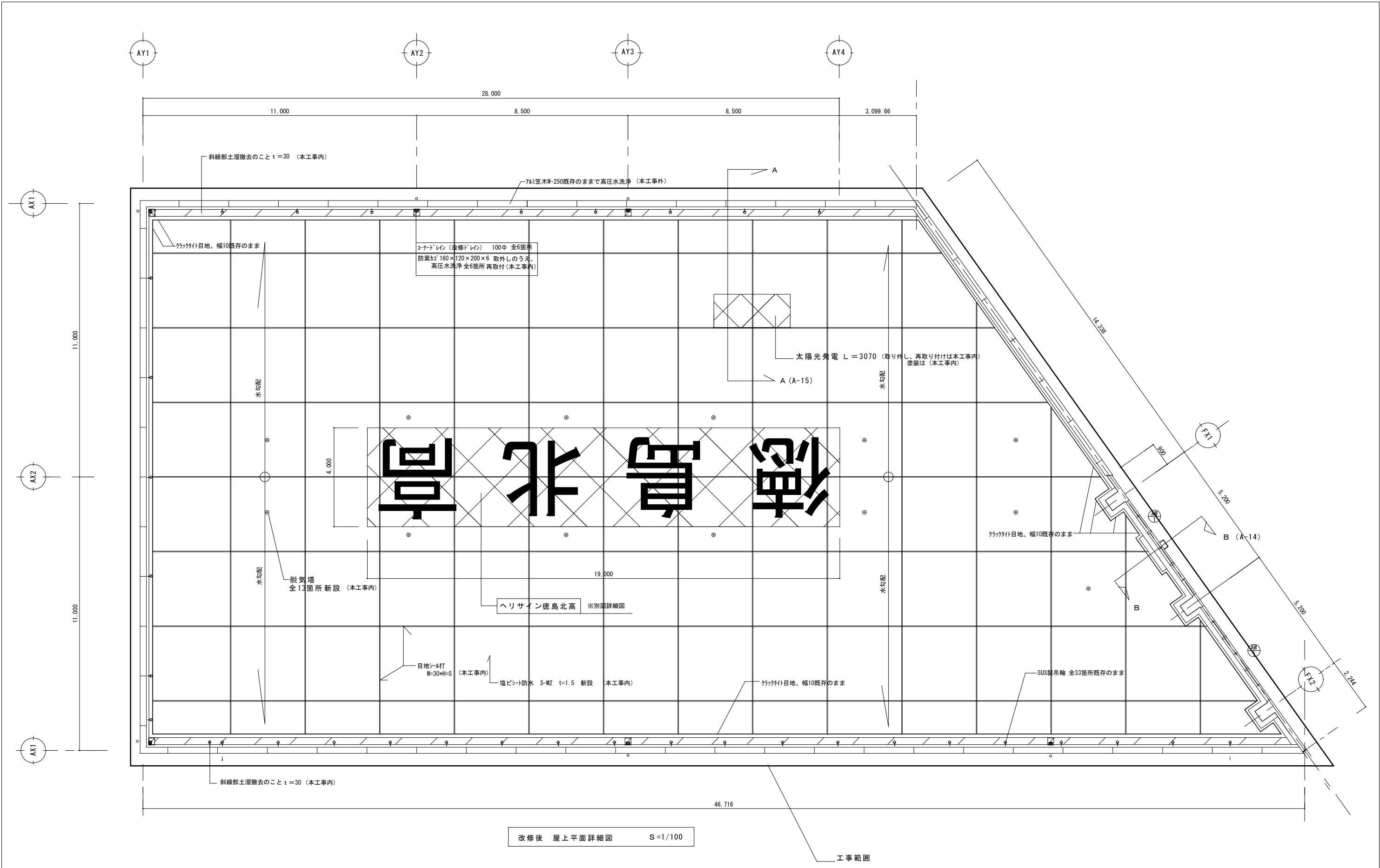


徳島県県土整備部宮精課	●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-10	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
	●図面名 管理棟 既存 矩計図、改修後 矩計図	●縮尺 S = 1/100		



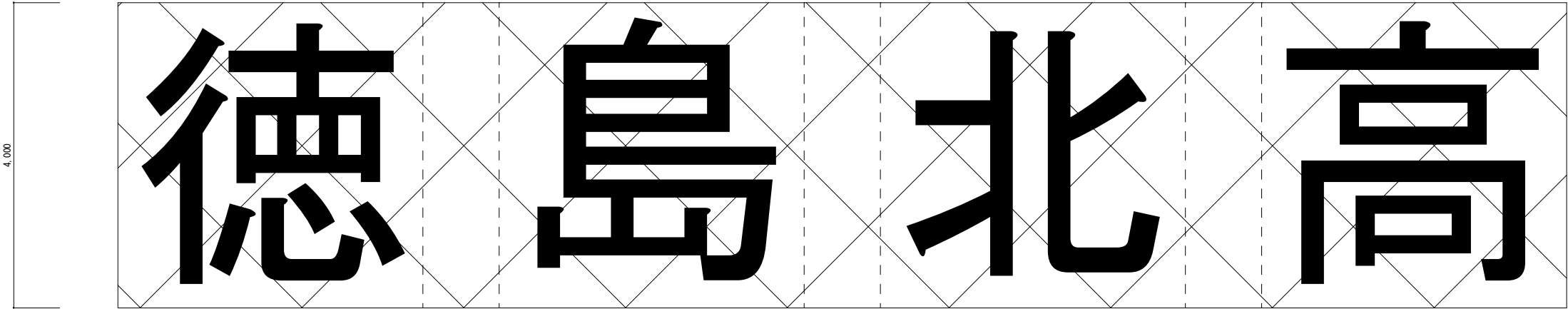
2階 平面詳細図 S=1/100

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-11	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理 建築士
		●図面名 管理棟 改修後 2階 平面詳細図	●縮尺 S=1/100		



	徳島県土整備部営繕課		●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-12	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	管理 建築士 第86221号
			●図面名 管理棟 改修後 屋上平面詳細図	●縮尺 S=1/100		

19,000						
4,000	1,000	4,000	1,000	4,000	1,000	4,000



※ 下塗りは濃い緑色、文字色は黄色を塗装する。
下塗は、アクリル系ウレタン塗（1回塗）

特記事項

1. 管理棟屋上に図示した位置に表示する。但し、詳細な位置は現場打ち合わせにより監督員の承認を得ること。
施工にあたり工事発注担当者、既設建物管理者及び使用者と施工手順、工程等、注意事項について協議し、第三者に対する安全対策を協議すること。

2. 下地処理
清掃及び高圧水洗浄にて水分、油、埃等を除去すること。

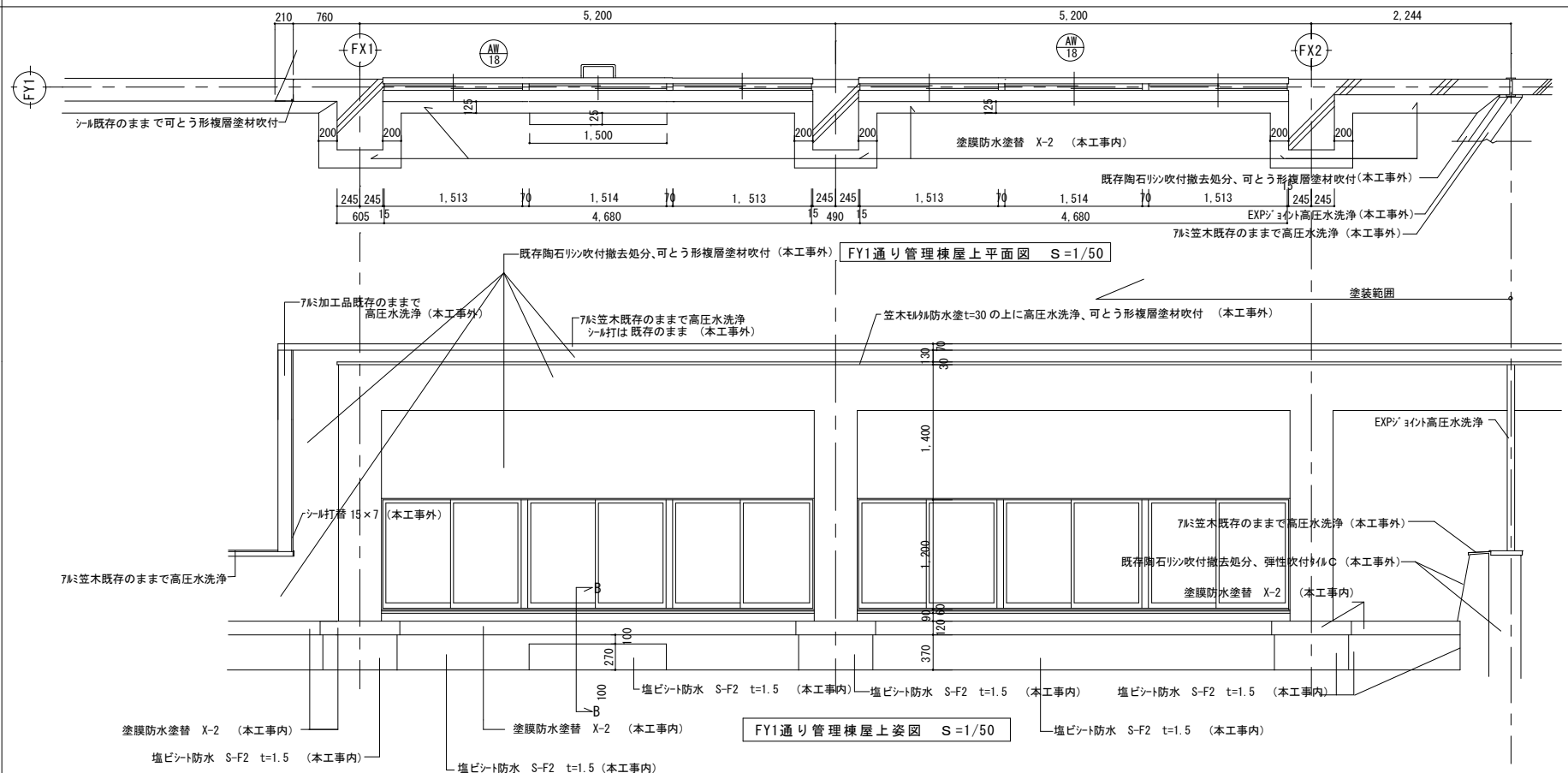
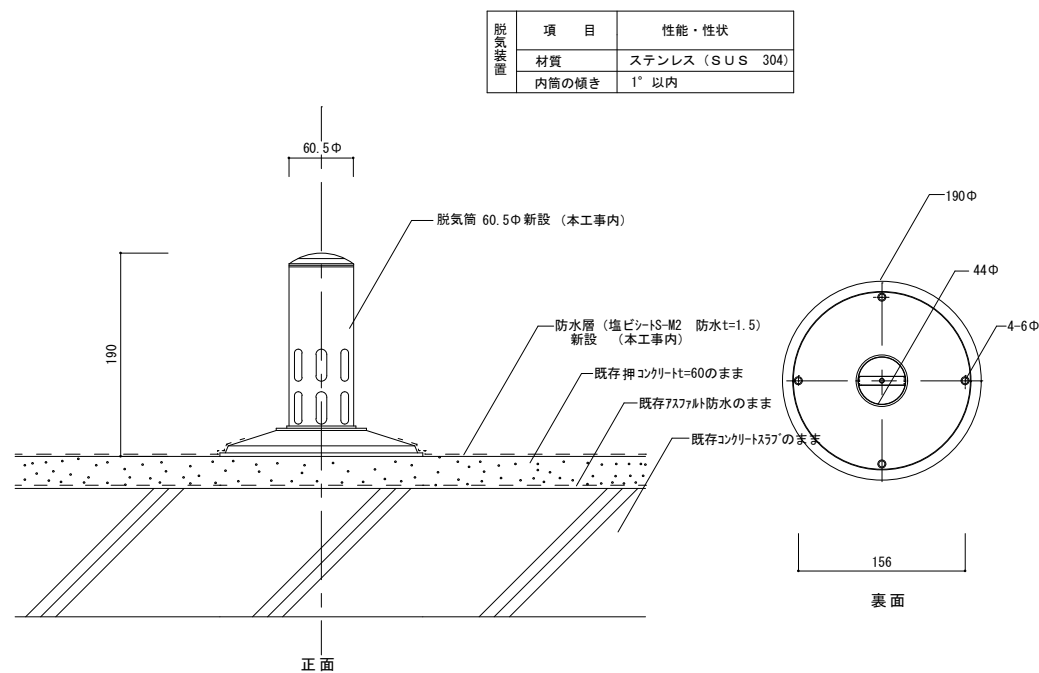
3. プライマー工
エポキシ系プライマーを塗布する。
（素地の状況により種類、塗布量を調整する。）

4. 下塗工
アクリル樹脂水性塗料2回塗とする。

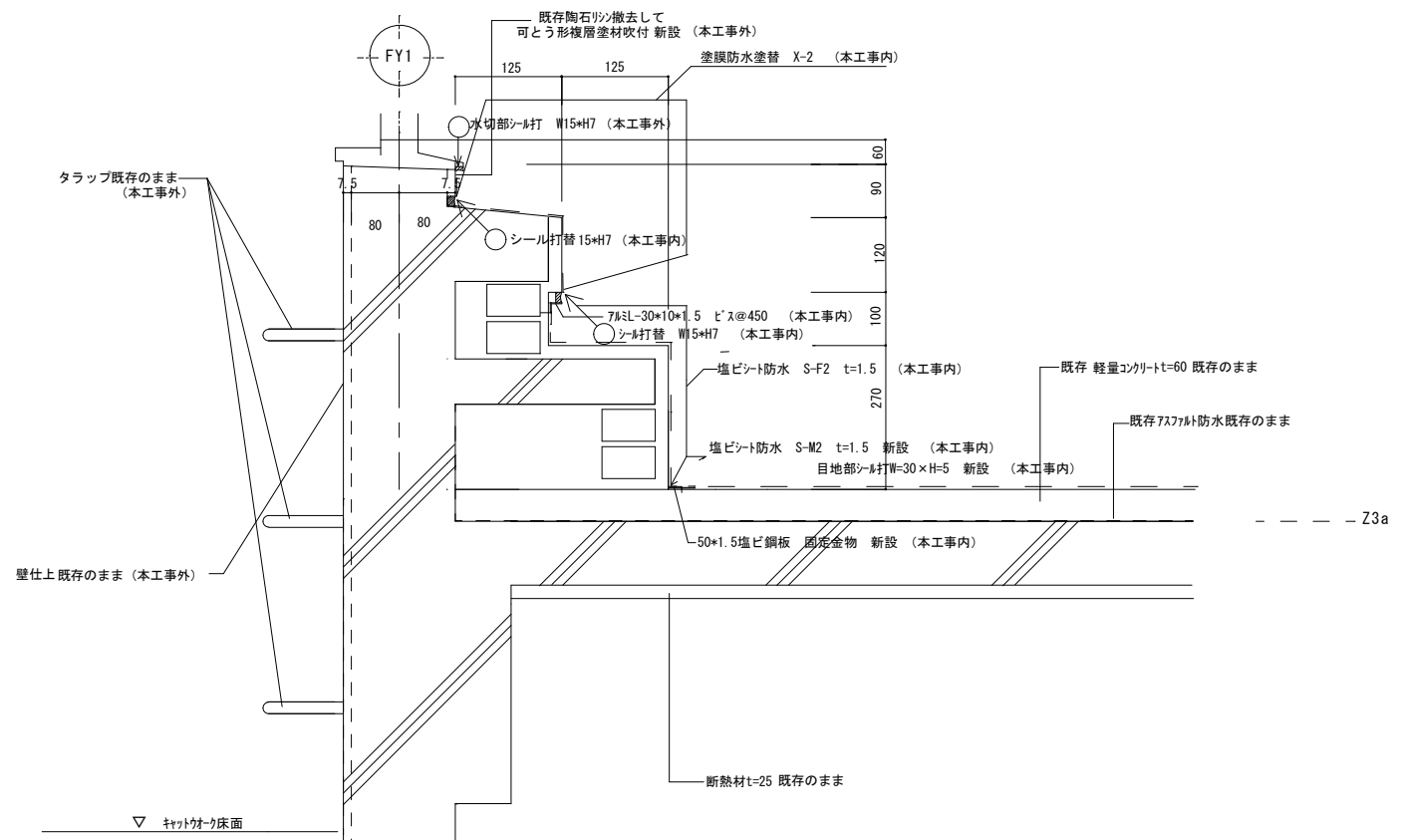
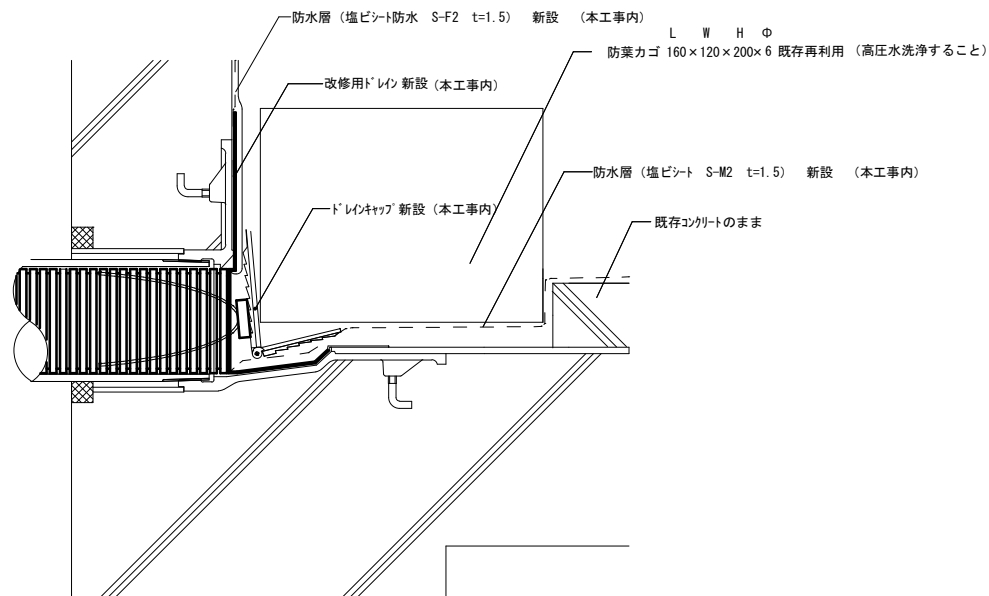
5. 養生
標示施工中及び表示完了後、塗料の硬化を確認し開放する。

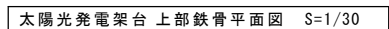
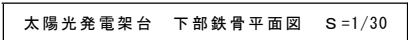
6. 表示文字
路面標示用塗料JIS K 5665 1種A（常温 水性）を使用すること。
表示内容をレイアウトし、担当者の承認を受けて制作すること。
文字の書体はゴシック体とすること。

	徳島県県土整備部営繕課		●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-13	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
			●図面名 管理棟 ヘリサイン詳細図	●縮尺 S =1/50		

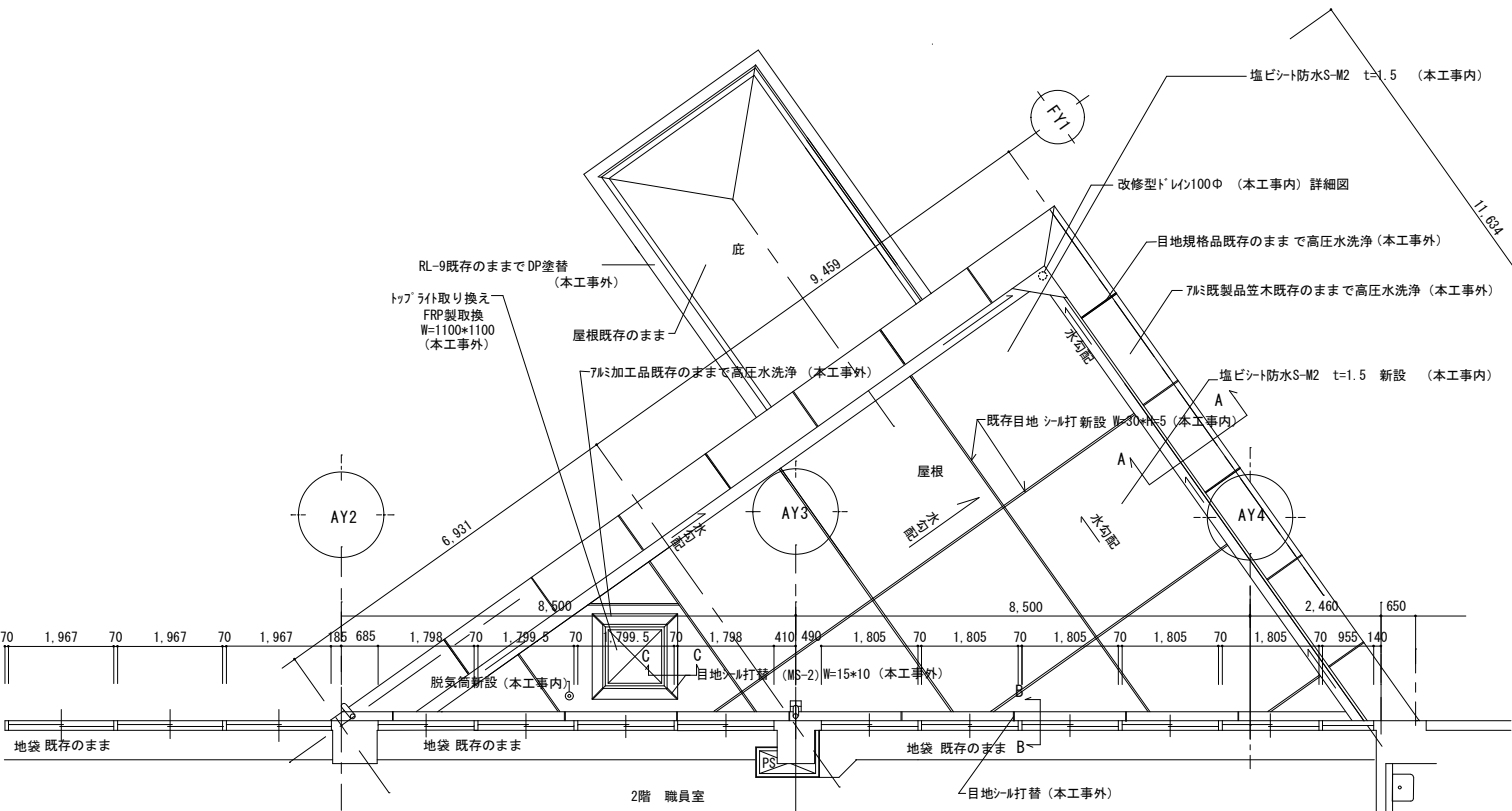


管理棟 屋上建具表						
種別、番号	取付場所	建具寸法	個数	形式	ガラス	仕様
AW-18	管理棟屋上、上り口	4,680×900	2	引き違い3連窓	FL-8 クリーニング	取付金物は既存のまま 建具全般にクリーニングするが、ガラスはキャットウォーク側ビニール張り既存のまま

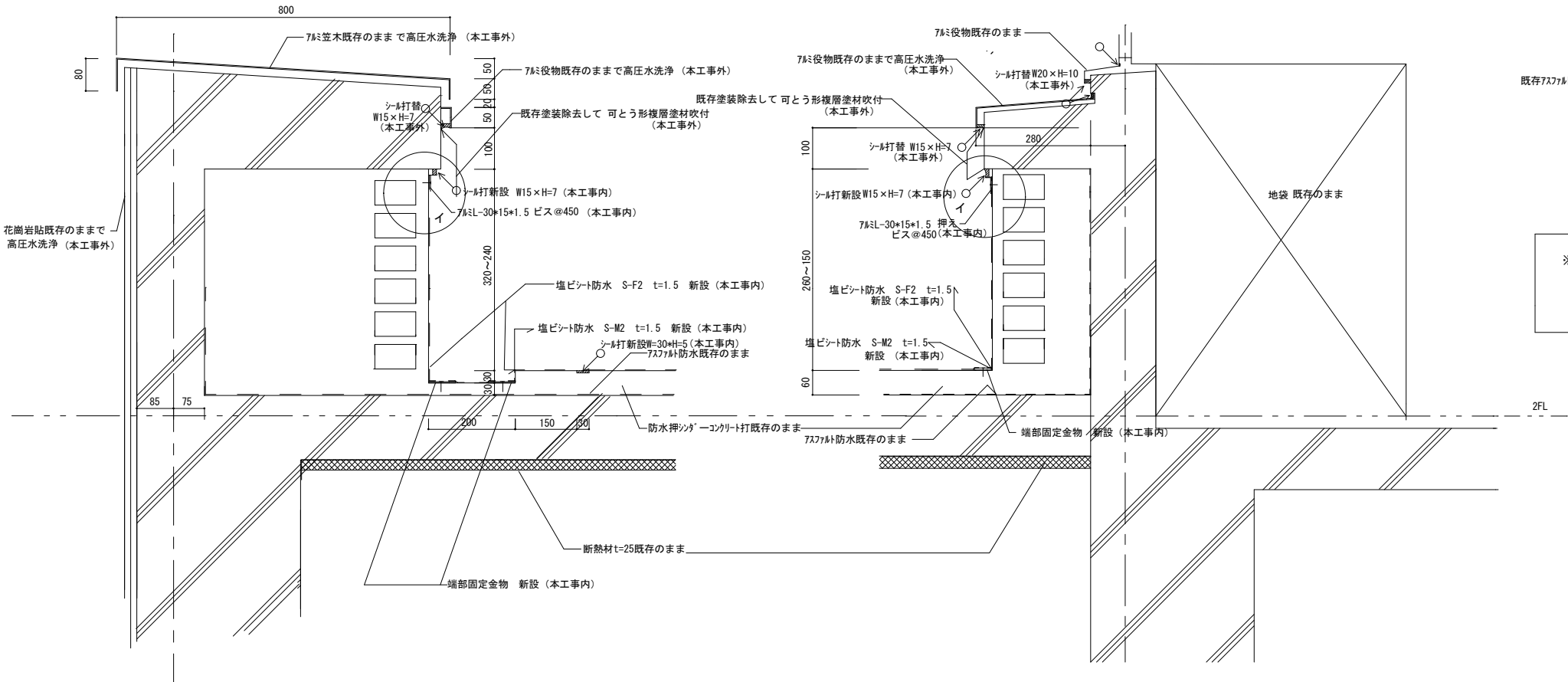




徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-15	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建築大臣登録 TEL 088-636-2712 第06221号	管理建築士
	●図面名 管理棟 改修後 太陽光発電架台図 A～A断面詳細図	●縮尺 S=1/20、30		

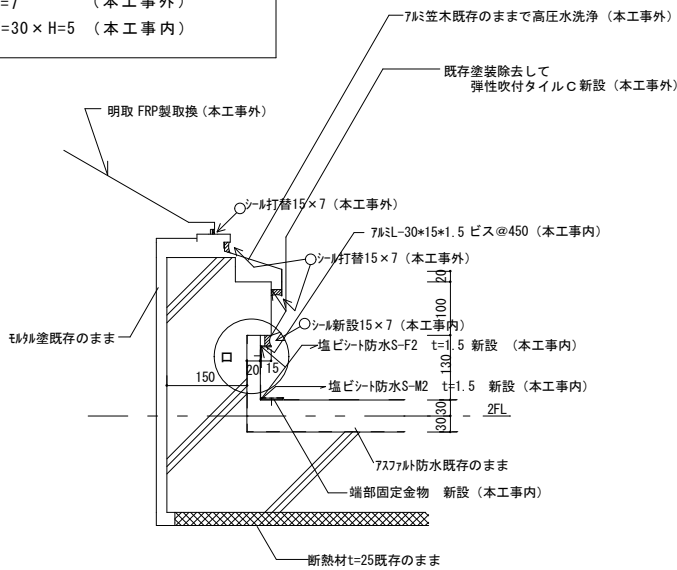
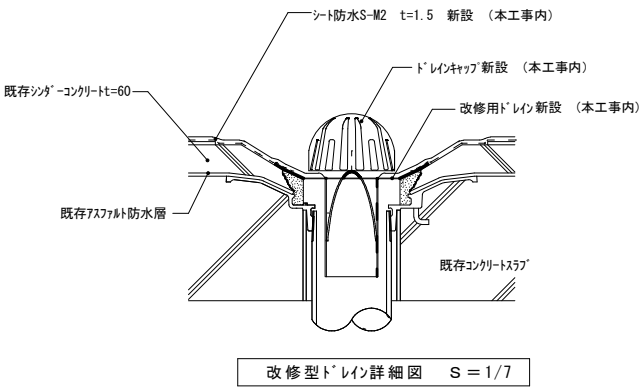
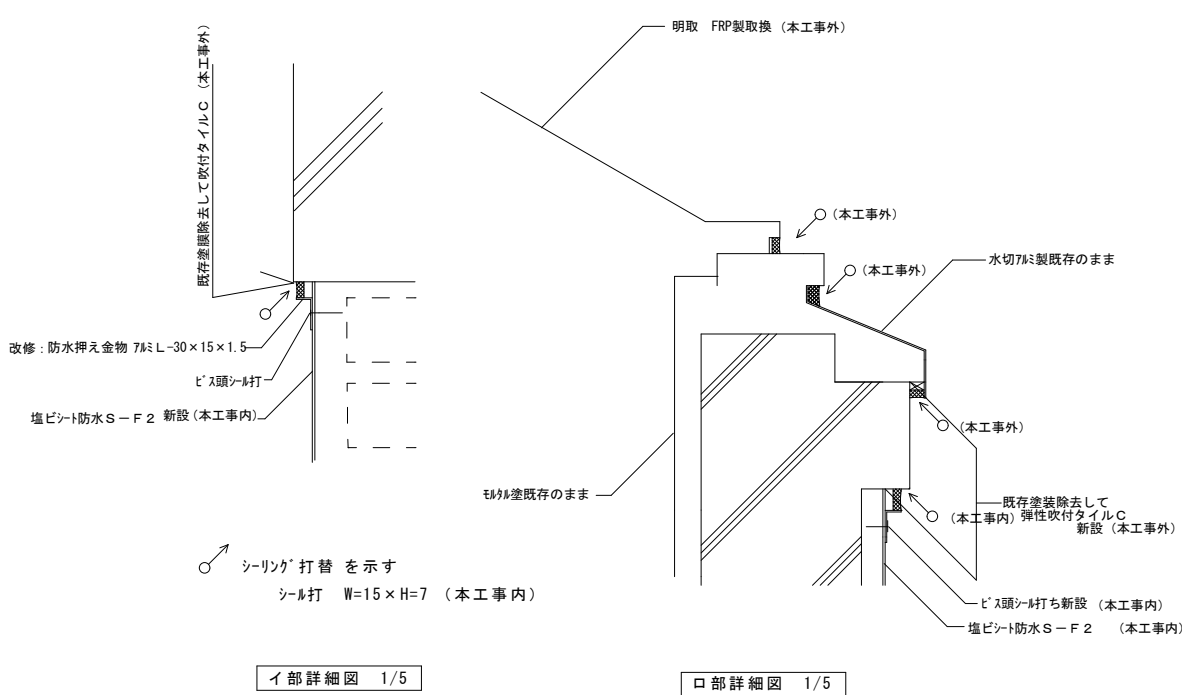


1階 職員玄関・事務室 屋上平面詳細図 S=100



A ~ A 断面詳細図 S=1/10

B ~ B 断面詳細図 S=1/10



C ~ C 断面詳細図 S=1/10

徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 4 営繕 徳島北高等学校 徳・応神 管理棟屋上防水改修工事	●図面番号 A-16	株式会社 N S O 徳島県知事登録 第61138号 徳島市文六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号	管理建築士
	●図面名 1階 職員玄関・事務室 改修後 屋上平面詳細図 イ・ロ部詳細図 A～A・B～B・C～C 部分断面詳細図 改修型ドレイン詳細図	●縮尺 S = 1/100、10、7		